

1. 政策及び目標等

政 策	証券市場等の機能拡充
達成すべき目標	証券市場等の機能が拡充すること
目標設定の考え方及びその根拠	利用者保護の拡充と金融イノベーションの両立により、国際的にも魅力ある高度な市場を構築する。
測定指標	証券市場等の機能拡充の状況 ・グリーンシート銘柄数、売買高、売買代金等 ・特定目的会社を用いた流動化の状況（資産対応証券の発行額） ・各振替制度の稼働状況

2. 17年度重点施策等

17年度重点施策	証券市場の機能拡充 資産の流動化の促進 振替制度に係る制度整備及びその着実な実施
参考指標	制度の検討・実施状況（金融審における検討状況、グリーンシート銘柄数、売買高、売買代金等） 特定目的会社を用いた流動化の状況（資産対応証券の発行額） 各振替制度の円滑な稼働に向けた取組みの状況（関係政令・府令の整備、業務規程認可等）、各振替制度の稼働状況

3. 政策の内容

証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとし、市場機能を中核とした我が国金融システムの中心を担うものとしていくため、「証券市場の改革促進プログラム」（平成14年8月）や金融審議会答申を踏まえ、証券市場の構造改革の一環として、証券市場の機能拡充に向けた取組み等を行うこととしました。

4. 平成17事務年度における事務運営についての評価

証券市場等の機能拡充の状況

(1) 証券取引法等の一部改正等

法改正により以下のような成果が期待されるなど、「証券市場等の機能拡充」との目標に資するものとなっています。なお、詳細については、今後、政令及び内閣府令で定める必要があります。

規制の柔軟化による金融イノベーションの促進

公正かつ円滑な価格形成を軸とする市場機能の確保

(2) グリーンシート銘柄数、売買高、売買代金等

非上場企業への資金調達を円滑ならしめ、また投資家の換金場を確保する目的で運用されているグリーンシート市場において、17年には、銘柄数は90銘柄と前年より減少したものの、売買高が1,483万株(対前年比763万株増)、売買代金が28億円(対前年比8億円増)と、いずれも16年を上回る実績となっています。

(3) 特定目的会社を用いた流動化の状況(資産対応証券の発行額)

資産の流動化の促進

資産の流動化の状況に関しては、17年9月末現在における資産対応証券(資産の流動化に関する法律に基づく特定目的会社が発行する資産対応証券に限る。)の発行残高が55,392億円であり、16年9月末と比較して11,620億円増(対前年比26.5%増)と拡大しています。このような状況に加えて、今後の資産流動化の一層の促進のため、会社法の施行に伴う資産の流動化に関する法律の整備や、信託法案が国会提出されるなど更なる取組みが行われました。

(4) 各振替制度の稼働状況

一般債振替制度の稼働状況

社債、地方債等の振替制度である一般債振替制度が、18年1月稼働しました。

この稼働に向け、振替機関を中心とした市場関係者間において、システム構築及び事務フローの見直しのための協議が行われたほか、金融庁では、当該協議における検討事項のうち、法令に関わるものについて適宜助言・回答をする等、法務省や市場関係者と密接に連携をとりながら、振替制度が予定どおり稼働するよう努めました。

また、投資信託受益権の振替制度である投信振替制度の19年1月の稼働に向けて、法務省や市場関係者と緊密な連携を図ってきました。

以上のように証券市場等の機能拡充に一定の効果があったものと考えています。

5. 今後の課題

証券市場の国際競争力の維持・向上のために、今後も取組みを進めることが必要です。

証券市場の機能拡充については、金融商品取引法の適切な実施に向け、制度の周知を図るとともに、関連する政令・内閣府令を整備する必要があります。

資産の流動化に関しては、信託法案についての議論等を踏まえ、信託制度の整備の必要性について、引き続き、理解を求めていくとともに、資産の流動化の促進に取り組んでいきます。

振替制度については、引き続き株式等の振替制度に関する関係政令・命令策定作業

を進めます。また、21年6月までに稼働する株式等の振替制度のシステムの構築や事務フローの見直しに関する実務者間協議を注視していくとともに、投資家に対して新たな制度の周知を行う等、法務省や市場関係者と緊密な連携を図る必要があります。

以上を踏まえて、19年度において、証券市場等の機能拡充に係る体制の強化を図るための予算・機構定員要求を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を進めていく必要があります。